

## 大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結する太陽光発電システムで太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が10キロワット未満のものをいう。
- (2) 対象システム 太陽光発電システムのうち未使用の物
- (3) 建売住宅供給者 建売住宅に対象システムを設置する計画を有し、当該年度の3月10日までに工事を完了し、販売できる者をいう。
- (4) 電力需給契約 電力会社と契約を締結する太陽光発電設備の電力受給及び低圧系統連系に関する契約をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者は対象としない。

- (1) 町内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする者
- (2) 町内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする者

(3) 町内において自ら居住するため建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅を購入しようとする者（以下「購入者」という。）

(4) その他町長が特に必要と認める者

2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる住宅が店舗併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。

3 対象システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、2万円に対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数第3位を四捨五入する。出力4キロワットを超える対象システムにあっては、4キロワットとする。）を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象システムに係る設置工事に着手する、又は対象システム付き住宅の引き渡しを受ける前に、補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し（建売住宅供給者は除く。）

(2) 工事着手前の写真（購入者の場合は不要）

(3) 設置場所の案内図

(4) 対象システムの仕様書（太陽電池の型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの）

(5) その他町長が必要と認める書類

2 建売住宅供給者は、購入者が未定の場合は、当該購入者に代わって前項の規定による申請書を町長に提出することができる。

（交付決定）

第6条 町長は、交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適

当と認められた場合は、補助金交付決定通知書（様式第 2 - 1）により申請者に通知するものとする。なお、適当と認められない場合は、補助金不交付決定通知書（様式第 2 - 2）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、受付けた補助金交付の申込みに係る補助金の合計額が予算の範囲を超えると認められるときは、申込みの受付を停止することができる。
- 3 町長は、交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金交付決定通知書（様式第 2）により申請者に通知するものとする。

（工事着工届の提出）

第 7 条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた日から起算して 60 日以内に、工事着工届（様式第 3）を町長に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申請を取下げたものとみなす。

（計画変更の承認）

第 8 条 交付決定者は、交付申請書に記載された内容を変更する場合又は対象システムの設置を中止しようとする場合は、計画変更承認申請書（様式第 4 - 1）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、計画変更により補助金交付申請金額を増額することはできない。

- 2 建売住宅供給者は、購入者が決定したときは、計画変更承認申請書に売買契約書を添えて、当該年度の 3 月 10 日までに提出しなければならない。この場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申請を取下げたものとみなす。
- 3 町長は、計画変更承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められた場合は、変更承認通知書（様式第 4 - 2）により交付決定者に通知するものとする。

（事業実績報告書の提出）

第 9 条 交付決定者は、対象システムの設置又は対象システム付き新築住宅の購入を完了した日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い

日までに、事業実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申請を取下げたものとみなす。

- (1) 対象システムの設置費に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 電力需給契約書の写し
- (3) 電力会社へ提出した「再生可能エネルギー発電設備に関する系統連系申込書兼電力販売申込書（低圧連系）」の写し、もしくは、それに類する書類の写し
- (4) 対象システムの設置状態を示す写真
- (5) 交付決定者又は購入者が対象システムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し（3か月以内のものに限る。）
- (6) その他町長が必要と認めた書類

2 対象システムの設置又は対象システム付き新築住宅の購入が完了した日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

- (1) 電力会社との電力需給契約に係る系統連系・受給開始の通知を受けた日
- (2) 対象システムの設置工事又は対象システム付き新築住宅の購入に係る支払が完了した日
- (3) 住所を定めた日  
(交付額の確定)

第10条 町長は、事業実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、設置要件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、交付決定者に補助金交付額確定通知書（様式第6）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、町長に請求書（様式第7）を提出し、町長はこの請求により補助金を交付するものとする。

(処分の承認)

第12条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二の「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の

区分によらないもの」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」による。)の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第8)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付の取り消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を対象システムの設置以外の用途に使用したとき。
- (4) 前条の規定により対象システムを処分したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(協力)

第15条 町長は、この要綱による補助を受けて対象システムを設置した者に対し、必要に応じて対象システムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(その他必要事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、住宅用太陽光発電システム設置費補助金に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日 大口町告示第109号)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前にされた交付申請に係る補助金については、なお、従前の例による。

様式第1 (第5条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所 〒

ふりがな  
氏名

印

電話

補助金交付申請書

大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、私は大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者ではありません。

1	対象システムの設置場所	大口町		
2	住宅等所有者氏名			
3	対象システムの内容 太陽光発電 太陽電池の最大出力値（小数第3位を四捨五入）	kW		
4	補助金の交付申請額（1,000円未満切り捨て） 【2万円×太陽電池の最大出力値】（小数第3位を四捨五入）	円		
5	工事着工予定日	年 月 日		
6	工事完了予定日	年 月 日		
7	補助金交付対象事業 （いずれかに○印）	(1) 既存住宅に対象システムを設置する。 (2) 対象システム付き住宅を新築する。 (3) 対象システムが設置された新築住宅を購入する。 【(2)、(3)の場合 居住予定 年 月】		
8	添付書類 (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し （建売住宅供給者は除く。） (2) 工事着工前の現況写真 (3) 設置場所の案内図 (4) 対象システムの仕様書（太陽電池の型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの） (5) その他町長が必要と認める書類	<table border="1"> <tr> <td>交付申請受付番号 受理年月日</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	交付申請受付番号 受理年月日	
交付申請受付番号 受理年月日				





様式第2-2 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

大口町長



補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、下記理由により交付しないことに決定します。

記

不交付理由

様式第3（第7条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所  
ふりがな  
氏名

印

電話

### 工 事 着 工 届

太陽光発電システムの設置について工事着工しましたので、大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり工事着工届を提出します。

1 交付申請受付番号	
2 対象システムの設置場所	大口町
3 工事着工年月日	年 月 日
4 対象システムの内容  太陽光発電 <u>太陽電池の最大出力値</u> (小数第3位を四捨五入)	kW

様式第4（第8条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

印

計 画 変 更 承 認 申 請 書

大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金交付申請内容の変更の承認を申請します。

1 交付申請受付番号 \_\_\_\_\_

2 変更の内容

3 変更の理由

4 計画変更により補助金交付申請額を増額することはできません。

5 建売住宅供給者は、売買契約書を添付してください。

様式第4-2（第8条関係）

年 月 日

様

大口町長

印

計 画 変 更 承 認 通 知 書

年 月 日付で申請のありました計画変更承認につきまして承認します。

様式第5（第9条関係）

年 月 日

大口町長

様

申請者 住所 〒

ふりがな  
氏名

印

電話

事業実績報告書

太陽光発電システムを 年 月 日をもって設置完了し、補助金の交付を受けたいので、大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請受付番号	
2 対象システムの設置場所	大口町
3 対象システムの内容 太陽光発電 太陽電池の最大出力量 (小数第3位を四捨五入、4kWを超えるものは4kWとする。)	_____ kW
4 補助金の交付申請額 (1,000円未満切り捨て) 【2万円 × 太陽電池の最大出力値 (小数第3位を四捨五入、4kW上限)】	_____ 円
5 設置に要する経費	_____ 円
6 添付書類 (1) 対象システムの設置費に係る領収書及び内訳書の写し (2) 電力需給契約書の写し (3) 電力会社へ提出した「再生可能エネルギー発電設備に関する系統連系申込書兼電力販売申込書 (低圧連系)」の写し、又は、それに類する書類の写し (4) 対象システムの設置状態を示す写真 (5) 交付決定者又は購入者が対象システムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し (3ヶ月以内のものに限る。) (6) その他町長が必要と認めた書類	

様式第6（第10条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

大口町長



補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる対象システムの内容は、事業実績報告書及びその添付書類に記載されたとおりとします。
- 2 補助金交付確定額は、次のとおりとします。

金 円

- 3 この補助金交付額確定通知書を確認した後、大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第11条に基づき、請求書（様式第7）を提出してください。その後、補助金を交付いたします。

# 請 求 書

年 月 日

大口町長 様

請求者  
〒  
住所

氏名 ㊟

下記の金額を請求します。

1 件名 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

2 請求金額 

--	--	--	--	--	--	--

 円

3 口座振込先

金融機関名	銀行 本店  信用金庫 支店  農業協同組合 (所)
預金の種類	普通・当座
口座番号	No.
フリガナ	
口座名義人	

\* 口座番号・口座名義人・フリガナなどは、銀行等への届出  
どおりに記入してください。

様式第 8 (第 1 2 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

印

処 分 承 認 申 請 書

大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、  
次のとおり財産処分の承認を申請します。

- 1 交付申請受付番号
- 2 対象システムの設置場所
- 3 補助事業者氏名

4 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売 却	譲 渡	交 換	貸 与	担 保	廃 棄	その他
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

「その他」については具体的に記入してください。

5 処分の理由

6 処分の時期

年 月 日から